生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定について

1 概要

近年、中小企業の景気は回復傾向にあるが、中小企業が所有する設備の老朽化や人材不足により労働生産性は伸び悩む状況が続いている。中小企業の厳しい事業環境を改善するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ一新することにより、生産性を高め、経営基盤を強化していくことが求められている。

これらの現況を踏まえ、この度、生産性向上特別措置法(平成30年6月6日に施行)に基づき、区内中小企業者が固定資産税の特例等の支援措置を受けることを可能とする「導入促進基本計画」を策定した。

2 導入促進基本計画の概要

(1) 計画期間

平成30年7月24日から3年間

(2)目標

区内中小企業者が作成する「先端設備等導入計画」について、3年間で180件の認定を目標とする。本計画に基づく設備投資により、各中小企業者において年平均3%以上の労働生産性向上を図る。

※労働生産性の算定式=(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量

(3) 対象設備

先端設備等全ての設備(労働生産性向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供 される機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア)

(4) 対象業種

全ての業種及び事業

3 先端設備等導入計画の概要

固定資産税の特例等の支援措置を希望する区内中小企業者は、「先端設備等導入計画」を 作成し、区の認可を受けた上で、国や都に申請を行う。

(1) 作成者

区内全域、全業種の中小企業者(中小企業等経営強化法第2条第1項に基づく中小企業者)

(2) 計画期間

3年間、4年間又は5年間

(3) 記載内容

現状認識、先端設備等導入の内容(事業の内容及び実施時期)、先端設備等の導入による労働生産性向上の目標、先端設備等の種類及び導入時期、先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

4 国や都が実施する支援措置の内容

(1) 固定資産税の特例

区が認定した「先端設備等導入計画」に基づき、対象となる設備を新規取得した場合、当該設備に係る固定資産税の課税標準が3年間ゼロとなる特例措置を受けることが可能となる。

※固定資産税の特例の対象となる設備は下表のとおり

種類	具低版组体均	尼吉朗松哇 姆
性規	最低取得価格	販売開始時期
機械装置	160万円	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円	5年以内
器具備品	30万円	6年以内
建物附属設備	60万円	14年以内

(2) 国の補助金の優先採択及び補助率の引き上げ

国の補助金申請時において優先採択(審査時加点)や補助率の引上げの支援を 受けることが可能となる。

※対象となる国の補助事業

- ・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業
- 小規模事業者持続化補助金
- ・戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン補助金)
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業

(3) 資金調達時における金融支援

「先端設備等導入計画」の実施のため金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証を受けることが可能となる。

5 周知方法

区報、区ホームページ、産業情報紙「ビガー」、経済課 Facebook のほか、中小企業支援 員による企業訪問や各種セミナー、東京商工会議所による経営相談等を活用し周知を行う。 また、各産業団体や支援機関等とも連携し、区内中小企業への周知を図る。